

平成十年六月十一日提出  
質問第五三号

医療機関における視覚障害者のための施策に関する質問主意書

提出者 丸谷佳織

## 医療機関における視覚障害者のための施策に関する質問主意書

視覚障害者が医療機関において投薬を受ける場合、患者本人あるいは付き添い人が、医療機関から口頭で服用方法等について説明を受ける、もしくは数種類の薬を服用一回ごとに区分して袋に入れてもらうのが現状である。しかし、こうした現状では視覚障害者は、薬の誤飲などの危険と常に隣合わせの状態にあると言っても過言ではない。

超高齢社会を迎える今、視覚に障害を持つ人々が高齢化に伴い、種々の慢性疾患によって通院をして投薬を受けるケースは今後増加すると予想される。また、投薬のみにとどまらず、各種の医療機関利用に際して視覚障害者に配慮した点字ブロック、点字による案内・方向表示、エレベーターの表示などさまざまな対応が必要であると考えらる。

こうした状況のなか、既に一部の自治体病院において、例えば北海道立病院全十カ所では、視覚障害者向けの点字の薬袋を導入し、利用者から非常に喜ばれている。

以上のような背景から、医療機関における視覚障害者のための十分な施策がとられていくべきとの認識により、以下の質問をする。

一 国立病院、国立大学付属病院、自治体病院、公立大学付属病院における、視覚障害者向けの点字の薬袋の採用の現状はどうか、政府の認識を問う。

二 薬の種類、服用方法および処方日数等を点字で表示したシールを貼った点字付き薬袋を国立の医療機関、国立大学付属病院でも早急に導入すべきと考えるが、政府の見解を問う。

三 民間の診療機関における視覚障害者のための点字の薬袋導入に対して、診療報酬上の措置などを講じるべきと考えるが、政府の見解を問う。

右質問する。